

議案第118号

つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成10年つくば市条例第26号)の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第11条の2中「とき」を「場合」に、「第14条の2」を「第14条の2第1項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次項及び第3項の規定により当該粗大ごみに受付番号を表示する場合は、この限りでない。

第11条の2に次の2項を加える。

2 占有者等は、前項本文に規定する場合において、電子情報処理組織により第14条第1項に規定する手数料を納付したときは、第14条の2第2項の受付番号を当該粗大ごみに表示しなければならない。

3 占有者等は、第1項本文に規定する場合において、第15条の規定により手数料

を免除されたときは、第14条の2第3項の受付番号を当該粗大ごみに表示しなければならない。

第14条の2の見出し中「交付」の次に「及び受付番号の通知」を加え、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項及び第3項の規定により受付番号を通知する場合は、この限りでない。

第14条の2に次の2項を加える。

2 市長は、あらかじめ電子情報処理組織により粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料を納付した者に対しては、当該粗大ごみの排出に必要な受付番号を通知するものとする。この場合において、当該通知は、当該者の使用に係る電子計算機に受付番号を表示させることにより行うものとする。

3 市長は、次条の規定により手数料を免除した者に対しては、規則で定めるところにより、粗大ごみの排出に必要な受付番号を通知するものとする。

第15条の次に次の1条を加える。

(一般廃棄物処理手数料の不還付)

第15条の2 既に納付した第14条第1項に規定する手数料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、市長は、還付することができる。

2 前項ただし書の規定により手数料の還付を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請しなければならない。

第16条第1項中「) の許可」の次に「(許可の更新を含む。)」を、「浄化槽清掃業の許可」の次に「(許可の更新を含む。)」を加える。

第3章中第17条の次に次の1条を加える。

(許可申請手数料の不還付)

第17条の2 既に納付した前条に規定する手数料は、還付しない。

別表第1家庭ごみの項中「家庭ごみ」を「家庭系ごみ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第15条の次に1条を加える改正規定、第16条第1項の改正規定、第3章中第17条の次に1条を加える改正規定及び別表第1家庭ごみの項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

インターネットでの粗大ごみ収集予約への電子決済システム導入に伴い、関連する手続を定めるとともに、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成10年つくば市条例第26号）新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第1章・第2章 (略) 第3章 手数料等 (第14条— <u>第17条の2</u>)	第1章・第2章 (略) 第3章 手数料等 (第14条— <u>第17条</u>)
第4章 (略)	第4章 (略)
附則	附則
第1条—第11条 (略) (戸別収集による粗大ごみの排出方法) 第11条の2 占有者等は、戸別収集により家庭系ごみの粗大ごみを排出する場合は、第14条第1項に規定する手数料の額に応じた枚数の <u>第14条の2第1項</u> の粗大ごみ処理券を当該粗大ごみに貼付しなければならない。 <u>ただし、次項及び第3項の規定により当該粗大ごみに受付番号を表示する場合は、この限りでない。</u>	第1条—第11条 (略) (戸別収集による粗大ごみの排出方法) 第11条の2 占有者等は、戸別収集により家庭系ごみの粗大ごみを排出するときは、第14条第1項に規定する手数料の額に応じた枚数の <u>第14条の2</u> の粗大ごみ処理券を当該粗大ごみに貼付しなければならない。
2 占有者等は、前項本文に規定する場合において、電子情報処理組織により第14条第1項に規定する手数料を納付したときは、第14条の2第2項の受付番号を当該粗大ごみに表示しなければならない。 3 占有者等は、第1項本文に規定する場合において、第15条の規定により手数料を免除されたときは、第14条の2第3項の受付番号を当該粗大ごみに表示しなければならない。	
第12条—第14条 (略) (粗大ごみ処理券の交付及び受付番号の通知) 第14条の2 市長は、粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料をあらかじめ納付した者に当該手数料に応じて粗大ごみ処理券を交付する。 <u>ただし、次項及び</u>	第12条—第14条 (略) (粗大ごみ処理券の交付 _____) 第14条の2 市長は、粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料をあらかじめ納付した者に当該手数料に応じて粗大ごみ処理券を交付する。

第3項の規定により受付番号を通知する場合は、この限りでない。

- 2 市長は、あらかじめ電子情報処理組織により粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料を納付した者に対しては、当該粗大ごみの排出に必要な受付番号を通知するものとする。この場合において、当該通知は、当該者の使用に係る電子計算機に受付番号を表示させることにより行うものとする。
- 3 市長は、次条の規定により手数料を免除した者に対しては、規則で定めるところにより、粗大ごみの排出に必要な受付番号を通知するものとする。

第15条 (略)

(一般廃棄物処理手数料の不還付)

- 第15条の2 既に納付した第14条第1項に規定する手数料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、市長は、還付することができる。
- 2 前項ただし書の規定により手数料の還付を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業等の許可証の交付等)

- 第16条 市長は、法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集若しくは運搬若しくは同条第6項の規定による処分の業務（以下「一般廃棄物処理業」と総称する。）の許可（許可の更新を含む。）及び法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可（許可の更新を含む。）をしたときは、許可証を交付するものとする。

2 (略)

第17条 (略)

(許可申請手数料の不還付)

- 第17条の2 既に納付した前条に規定する手数料は、還付しない。

第18条・第19条 (略)

第15条 (略)

(一般廃棄物処理業等の許可証の交付等)

- 第16条 市長は、法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集若しくは運搬若しくは同条第6項の規定による処分の業務（以下「一般廃棄物処理業」と総称する。）の許可 _____ 及び法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可 _____ をしたときは、許可証を交付するものとする。

2 (略)

第17条 (略)

第18条・第19条 (略)

附則 (略)

別表第1 (第14条関係)

種別	適用区分	手数料
(略)	(略)	(略)
<u>家庭系ごみ</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第2 (略)

附則 (略)

別表第1 (第14条関係)

種別	適用区分	手数料
(略)	(略)	(略)
<u>家庭ごみ</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第2 (略)

議案第 118 号

つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の 一部を改正する条例についての説明資料

つくば市生活環境部環境衛生課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

来年度からインターネットでの粗大ごみ収集予約に電子決済を導入することから関連する手続を定め、その他所要の改正を行う必要があることから、この条例案を提出するものである。

○ 他自治体の状況等

県内においては、笠間市、龍ヶ崎市において、令和 5 年度からインターネットでの粗大ごみ収集予約に電子決済を導入している。
また、県外においても八王子市、船橋市、川崎市等で電子決済を導入している。

○ 上位計画又は関連計画等

- ・つくば市一般廃棄物処理基本計画
- ・つくば市デジタル・ガバメント推進方針

○ 根拠法令及び関係法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 第 1 項

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

インターネット上において、粗大ごみの予約から処理手数料の支払まで行うことができるようになり、市民の利便性が向上する。